

## ■ 野球場利用料（平成 28 年 4 月 1 日から）

## 野球場

## ■ 利用料（2 時間 1 面につき）

区分	子ども(小・中学生)	大人
一本杉公園野球場	4,110 円	8,220 円
関戸公園野球場	1,020 円	2,050 円
諏訪南公園野球場		
諏訪北公園野球場		
貝取南公園野球場		

## ■ 附帯設備使用料

種別	子ども(小・中学生)	大人
夜間照明設備(1 時間以内)	8,220 円	8,220 円
放送設備(1 試合)	510 円	1,020 円
スコアボード(1 試合)	510 円	1,020 円

※ 市外者の利用料金（使用料）は、上記金額の倍額となります。

※ 障がい者団体は上記金額（大人の利用料）の半額となります。

（団体登録時に健康福祉部障害福祉課で発行された書類を提示してください。）

※ 夜間照明設備使用料は減額免除の対象ではありません。

## ■ 入場料等を徴収する場合（一本杉公園野球場）

利用者が入場料等を徴収する場合、利用料とは別に、以下の追加料金が発生します。

区分	金額
職業野球	20 万円
社会人野球	10 万円
学生野球	4 万円